

産業廃棄物の追加について

平成20年4月1日から、事業系一般廃棄物である木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへ貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず」（以下「物品賃貸業に係る木くず等」という。）が、産業廃棄物として追加されます。

1 産業廃棄物の追加について（令第2条第2号関係）

(1) 物品賃貸業に係る木くず

「物品賃貸業に係る木くず」とは、具体的には、リース事業者から排出されるリース物品（家具・器具類等）に係る木くずが該当します。

逆に、木製の家具・器具類等であっても、リース事業者以外の事業者から廃棄物として排出される場合には、「物品賃貸業に係る木くず」には該当しません。

(2) 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず

「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず」については、業種による設定が設けられていないため、排出事業者の業種を問わず、事業活動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物に該当することとなります。

ここでいうパレットとは、貨物の荷役、輸送又は保管するために単位数量に取りまとめて載せる面をもつ台のことであり、積載面の上部に木枠などの構造物を有するものを含みます。

なお、魚や野菜などを輸送する際に当該貨物をその中に入れるために用いられる小型の木箱やパレットの使用を伴わない大型の木枠などは、「パレットへ貨物の積付けのために使用したこん包用の木材に係る木くず」には該当しません。

2 手続き等について

(1) 産業廃棄物処理業の許可

今回の改正に関して、許可に関する特段の手続きは必要ありません。現に「木くず」を事業の範囲とする許可を有する方は、平成20年4月1日から「物品賃貸業に係る木くず等」を取扱うことができます。（ただし、木くずについて〇〇に限るなどの限定がある場合は除きます。）

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等

平成20年4月1日から産業廃棄物となる「物品賃貸業に係る木くず等」を処理する場合は、産業廃棄物の処理基準が適用され、委託処理にあたっては産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等が必要になります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋） (新)

(産業廃棄物)

第2条 法第2条第4項第1号の政令で定める廃棄物は次のとおりとする。

一 略

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

三以下 略

(旧)

(産業廃棄物)

第2条 同上

一 略

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

三以下 略